

公募説明書

令和7年2月26日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

1 公募する趣旨

本契約については、市公式SNSの投稿管理に係る支援、各SNSの投稿後のデータの一元管理及び市公式SNSを活用して実施するキャンペーンの運用支援が行えるSNS運用支援ツールを使用するものであり、本市が求めるSNS運用支援機能の全てが利用可能なツールを提供していることが必要であることから、株式会社ユーザーローカル（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としていますが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行します。

2 担当部局

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎6階

旭川市総合政策部広報広聴課広報係

電話 0166-25-5370 FAX 0166-24-7833

3 契約概要

- (1) 業 務 名 令和7年度SNS運用支援ツール使用業務
- (2) 契約内容 本市が求めるSNS運用支援機能の全てが利用可能なツールの提供（詳細は仕様書のとおり）
- (3) 履行期間 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(2) 履行体制に関する要件

別に定める仕様書に示す業務を適切に履行できる体制が整っている者であること。

(3) 契約に関する要件

応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者間で競争性のある契約手続に移行しますが、入札の参加に当たり旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿への登録が必要となります。また、契約を締結する際、契約保証金を納付いただきます。

ただし、契約保証金については、応募者が過去2か年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行している場合は、契約書写しの提出をもって、納付免除に該当する場合があります。

5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類 参加意思確認書（様式1）

(2) 提出期限 令和7年3月18日（火）午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和7年3月28日（金）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2に連絡し確認すること。

(1) 応募要件を満たすとした者にあっては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

(2) 応募要件を満たさないとした者にあっては、応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

7 その他

(1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(2) その他の本公募に関する問い合わせ先 2に同じ。